

# 東広島市耐震改修促進計画(第3期計画)の概要

## 1. 計画の目的

東広島市耐震改修促進計画(第3期計画)は大規模な地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

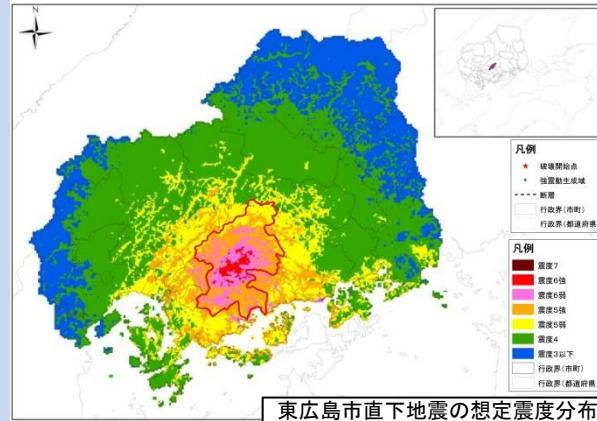
## 2. 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。なお、本計画は必要に応じて見直しを行うものとします。

## 3. 耐震化の現状と目標

### (1) 想定される地震の被害状況

広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)によると、本市における大規模地震の揺れによる建築物の被害が以下のように生じると予測されています。



東広島市直下地震の想定震度分布

想定大規模地震	全壊	半壊	死者数
南海トラフ巨大地震	315棟	4,826棟	19人
安芸灘～伊予灘から豊後水道を震源とする地震	1,019棟	8,486棟	64人
どこでも起こりうる直下の地震	3,343棟	12,436棟	213人

### (2) 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

対象建築物	第1期計画 (計画期間:H20～H27)		第2期計画 (計画期間:H28～R2)		第3期計画 (計画期間:R3～R7)	
	当初値	目標値 ～H27年度～	現状値 ～H27年度末～	目標値 ～R2年度～	現状値 ～R2年度末～	目標値 ～R7年度～
住宅	78%	90%	84.1%	90%	92.6%	95%
多数の者が 利用する建築物	87%	90%	92.4%	95%	94.8%	97%

### (3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状と目標

耐震診断義務付け 対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物 防災業務等の中心となる建築物 広域緊急輸送道路沿道建築物	現状値 ～R2年度末～	目標値 ～R7年度～
		92.5%	概ね解消

要緊急安全確認大規模建築物及び防災業務等の中心となる建築物については、耐震診断、耐震改修による耐震化や除却等がすべて完了しています。

## 4. 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### ① 重点的取組

○住宅の耐震化に向けた重点的取組

持続可能なまちづくりの観点を踏まえながら、市区域全体を対象とした耐震改修等への支援制度について、市民がより使いやすい制度への改善を検討します。

○耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

耐震性が不足している広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、耐震化に向けた指導に取り組みます。

#### ② 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

今後も、国・県と連携して支援策の検討を行っていきます。

<現在実施している耐震診断・耐震改修に関する支援策>

- ・東広島市木造住宅耐震診断実施事業
- ・東広島市木造住宅耐震改修補助事業
- ・東広島市緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業
- ・東広島市ブロック塀除却費等補助事業
- ・東広島市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業

#### ③ 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

県や建築関係団体と連携し、安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備に努めます。

- 耐震診断・改修の技術講習会の開催
- 耐震改修の工法の普及

#### ④ 地震時の建築物の総合的な安全対策

地震時の建築物の総合的な安全対策の促進に向け、その啓発、普及等に努めます。

<地震時の建築物の安全対策等>

- 窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策
- 大規模空間を持つ建築物の天井の崩壊対策

### (2) 建築物に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

- 地震防災マップの作成
- パンフレットの作成配布
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 相談体制の整備及び情報提供の充実
- セミナー講習会の開催

### (3) 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等の実施

必要に応じて、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等の制度を活用し、建築物の耐震化の促進に努めます。